

生涯学習分科会グループ討議 グループ1に係る論点について

テーマ：「地域における生涯学習・社会教育の推進体制について」

【事項名】	【課 題】	【グループ討議における論点】
社会教育の 意義 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の意義や必要性に対する低い認識 (他の様々な学習機会と大差ないのではないか？講座内容や利用者層に偏りがあるのではないか？) ・地方公共団体の社会教育関係職員・予算の減少 	<p>社会教育の現代的な意義・役割についてどのように考えるか。 【資料5 p2～p18】</p>
教育委員会と 首長部局との 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・教委と首長部局との連携が進展しない現状。まちづくりの観点から取り組む首長部局とのギャップ。 ・首長部局が社会教育行政を補助執行したり、社会教育施設に類似した施設を所管する例が増加しており、法律と実態が乖離。 ・個別制度の運用(社会教育主事の発令、博物館登録制度など)に支障。 	<p>社会教育の振興のためにどのような取組が必要か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と首長部局との連携をさらに進めるためにはどうすればよいか。 ・社会教育行政を首長部局が担えるようにすることについてどう考えるか。 【資料2、資料5 p19～p25】
社会教育の 専門的 在り方 人材	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事の減少、配置していない自治体の増加 ・社会教育主事講習の受講者の減少 ・司書・学芸員の非常勤化 ・資格取得者の活躍・就職の場の不足 ・社会教育関係職員の専門性に対する低い評価 ・他方、地域の学習活動のコーディネーター等の人材需要 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事などの資格制度に関してどのような点を改善すべきか。 ・社会教育主事を公民館や首長部局などでも発令できるようにすることについてどのように考えるか。 【資料3、資料5 p26～p48】
社会教育施設 の 在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・首長部局でも社会教育施設に類似した施設を所管。 ・指定管理者制度導入による弊害(継続的・安定的な運営・人材確保に支障) ・公民館等の硬直的な運営(社会教育法第23条など) ・他機関・他団体との連携の不足 ・博物館登録制度の形骸化 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の運営についてどのような点が隘路となっているか。 ・社会教育施設を首長部局が所管できるようにすることについてどう考えるか。 【資料5 p49～p70】